平成２４年度　第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　会議の名称　平成２４年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　開 催 日 時　平成２４年１０月２６日（金）午後３時から午後５時

３　開 催 場 所　千葉市総合保健医療センター　４階　会議室

４　出 席 者　【委員】

太田俊己委員（専門分科会長）、小松﨑文嘉委員、瓜生澄江委員、小野肇委員、
山﨑淳一委員、小川博子委員、加瀬一郎委員、加瀬清委員、木村章委員、
今田進委員、斉藤克信委員、立花きみ委員、中溝明子委員、畠山一雄委員

【臨時委員】（「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」に係る条例案の報告についてのみ議事に参加）

友田直人委員

【事務局】

河野こども未来局長、川上こども未来部長、山田こども企画課長、渡邉健全育成課長、
宍倉こども家庭支援室長、松尾保育支援課長、小林保育運営課長

５　議題及び報告事項

議題　（１）専門分科会長職務代理者の選任について

（２）「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」に係る条例案の報告について

（３）「夢はぐくむ ちば こどもプラン」（後期計画）の平成２３年度進捗状況について

（４）「公立保育所の施設改善に関する基本方針」の報告について

（５）その他

６　議事の概要

議題

（１）専門分科会長職務代理者の選任について

専門分科会長の指名により、小松﨑委員を専門分科会長職務代理者に選任した。

（２）「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」に係る条例案の報告について

事務局から、条例案について説明があり、それに対し、主に保育所に係る３歳以上児の給食の外部搬入について、各委員から質問や意見が示された。

（３）「夢はぐくむ ちば こどもプラン」（後期計画）の平成２３年度進捗状況について

事務局から、当該計画の平成２３年度進捗状況について説明があり、原案どおり公表することとして答申することを決定した。

（４）「公立保育所の施設改善に関する基本方針」の報告について

事務局から、基本方針について説明があり、それに対し、民間移管実施基準について、各委員から質問や意見が示された。

７　会議の経過

司　　会：　それでは大変お待たせいたしました。只今から平成 24 年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催させていただきます。私は本日の司会を務めますこども企画課の大町と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議におきましては、前回と同様、「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）に係る条例案の報告」についての議題に関しては、臨時委員の友田直人委員にご参加いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、座席表、議題に関する資料につきましては事前にお配りしておりますが、追加の資料がございます。まず、議題（２）「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」に係る条例案の報告についての資料が一式、事前にお配りできなくて申し訳ございません。次に、議題（３）の関係で、【資料２－１】の差し替えをお願いいたします。それから、A4 判の追加資料で【資料２－３個別事業の平成 23 年度進捗状況】という資料が一式追加になっております。それから、机上に、計画の概要版（黄色いパンフレット）

と、A4 判のご意見用紙をご用意してございます。議題４の関係では、【資料３－４】の差し替えをお願いいたします。複雑で申し訳ありませんが、不足など、ありますでしょうか。

では、続きまして、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、委員 15 名のうち 14 名、及び臨時委員１名の方にご出席いただいております。そのため、当分科会委員の過半数に達しておりますので、千葉市社会福祉審議会運営要綱第４条第２項の規定により準用する千葉市社会福祉審議会条例第６条第３項の規定により、当会議は成立しておりますことを報告申し上げます。なお、千葉家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官の織田三郎様においては本日欠席の旨をご連絡いただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、河野こども未来局長よりご挨拶申し上げます。

河野局長：　皆様、こんにちは。会議に先立ち、ひと言、ご挨拶申し上げます。本日は太田会長さんをはじめ、委員皆様方には、大変お忙しい中、会議にご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃より皆様方にはそれぞれ専門的なお立場から本市の児童福祉の充実・向上のため、ご尽力、お力添えを賜っておりますこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本日の会議の流れでございますが、お手元に資料を配布してございます、次第をご覧いただきたいと思います。本日議題は４件ございます。まず、議題（２）の『「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」に係る条例案の報告について』でございますが、前回に引き続き臨時委員といたしまして、友田委員さんにご参加をいただいています。５月に開催をいたしました前回の会議では、私どもが作成いたしました素案に対し、委員の皆様それぞれのお立場から貴重なご意見を賜り、また、会議後もファックスなどによりご意見をいただきました。本日は皆様方から頂戴いたしましたご意見やパブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえた条例案についてご報告をさせていただきたいと考えております。

次に議題（３）『「夢はぐくむ ちば こどもプラン」（後期計画）の平成２３年度進捗状況について』ですが、平成 23 年度の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

次に議題（４）『「公立保育所の施設改善に関する基本方針」の報告について』ですが、昨年度、本分科会でご審議いただきました内容やパブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえて策定をいたしました基本方針について、ご報告をさせていただきたいと考えております。

本日の議題はいずれも大変重要な案件でございます。どうか、委員の皆様方にはそれぞれ専門的なお立場から忌憚の無いご意見をいただければと思っております。本日の委員の皆様方の会のご出席に改めて御礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司　　会：　続きまして、当分科会会長の太田会長様よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

太田会長：　本児童福祉専門分科会の分科会長を務めさせていただいております、今ご紹介いただきました、太田でございます。平成 24 年度第２回社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げさせていただきます。お忙しい中、このように多くの方にご出席いただきまして、心から厚く御礼申し上げたいと存じます。また、議題（２）に関しましては、前回に引き続き臨時委員として、友田直人委員様にご参加いただいております。どうぞ、当事者のお立場として、ご意見を賜りたいと存じます。本日の会議では他にもご紹介ありましたような議題がございます。それぞれの専門のお立場に即しまして、活発な議論を展開いただきまして、本市の児童福祉の増進・向上におきまして、なにとぞ、よろしくご協力の程、お願いいたしたいと思います。また、本日、１時間半程度を予定したいと思っておりますので、限られた時間でございますけれども、効率的で円滑な議事の進行にご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。それではどうぞ、よろしくお願いいたします。

司　　会：　ありがとうございました。ここで、今回、千葉市社会福祉審議会の委員に変更がありまして、当分科会においても２名の方が変更となりましたので、新たに委員となられましたお二方のご紹介をさせていただきたいと思います。お配りしております委員の名簿順にお名前を読み上げさせていただきますので、恐縮でございますが、その場でいったん御起立いただきますようお願いいたします。

（委員紹介）

ありがとうございました。それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。太田会長、よろしくお願いいたします。

議題（1）　専門分科会長職務代理者の選任について

太田会長：　それではご協力を賜りながら議事を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。本日は、先ほど申し上げましたとおり、通しで１時間半程度予定させていただいている関係もございまして、重要議題が、この中で４件ほどございます。効率的に進めさせていただくことを前提に、時間を議題ごとに区切らせていただくこともあるかと思いますが、ご了承いただきますようお願いいたしたいと存じます。

それでは、議事に入りたいと思います。はじめに、議題（1）の「専門分科会長職務代理者の選任について」に移りたいと存じます。事務局よりご説明を、お願いいたします。

山田課長：　はい。こども企画課の山田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。今回の社会福祉審議会委員の変更によりまして、これまで職務代理者を務めていただきました向後保雄委員が退任されましたので、改めて選任していただく必要がございます。職務代理者につきましては、運営要綱第２条第４項の規定によりまして、専門分科会会長が指名することとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

太田会長：　はい。ご説明いただきました。今の説明によりますと、専門分科会の会長の職務代理者につきましては、専門分科会長、つまり、私の指名ということでございますので、私から申し上げさせていただきます。向後委員の後に続く職務代理者の方として、同じようなお立場の千葉市議会教育未来委員会の委員長でございます小松﨑文嘉様に、その職をお願いしたいと存じます。皆様にもご了承いただきますでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、小松﨑委員さんに、こちらにお移りいただきまして、就任のご挨拶をお願いしたいと存じます。

小松崎委員：　ただいま、太田会長からご指名いただきまして、また、皆様にご了承いただきありがとうございます。本日は、４件の大きな議題があるということでございます。子ども達の未来に非常に大きな案件であると思います。待機児童の問題、それから、子ども達の待遇の問題。そういったものが解決できるよう、会長の補佐をしっかりといたしまして、議事の円滑な進行に努めてまいりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

議題（２）　「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」に係る条例案の報告について

太田会長：　それでは引き続きまして議題（２）『「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」に係る条例案の報告について』に移らせていただきます。それでは、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

川上部長：　こども未来部長の川上でございます。座って説明させていただきます。それでは、議題（２）『「千葉市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」に係る条例案の報告について』、先般実施いたしましたパブリックコメントの結果とあわせて、ご報告させていただきます。なお、条例案につきましては、前回の会議でご審議をいただきましたが、８月の下旬に保育所の３歳以上児の給食の外部搬入等につきまして、原案に修正があったということでご案内させていただきましたけれども、それ以外の点につきましては、前回ご審議いただいた内容から変更はございません。

それでは、まず、【資料１－１】をご覧ください。これは条例案の概要を簡潔にまとめたものでございます。まず、１の「対象となる児童福祉施設」は記載のとおりでございまして、括弧内は現在の施設数でございます。児童厚生施設など、現在、市に所管施設が存在しないものも含めて基準を定めるものでございます。なお、保健福祉局で所管しております、障害児関係の児童福祉施設は、本日の議題には入っておりません。

２の「条例で定める基準の概要」でございますが、基本的には国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、いわゆる最低基準に準拠した基準といたし

ますけれども、主に保育所につきましては、いくつか独自の基準を設定しております。

まず、(1)の「全ての児童福祉施設に共通の独自基準」でございますが、非常災害に備え、施設利用者のための非常用物資の確保に必要な措置を講ずるよう努める旨の規定を盛り込んでおります。これは東日本大震災の経験を踏まえまして、全庁的な取り組みとして基準化するものでございまして、高齢者関係施設、障害者関係施設等につきましても、同様の基準を設定することとしております。

次に(2)、「保育所に係る独自基準」でございますが、現在の保育の質を維持するという考え方に基づきまして、表に記載しましたとおり、独自の上乗せ基準を設定しております。まず、乳児室・ほふく室の面積でございますが、国基準では乳児室の面積は１人あたり 1.65 平米以上とされておりますけれども、本市では、ほふく室と同様 3.3 平米以上といたします。次に、保育室・遊戯室の設置でございますが、国基準では保育室と遊戯室のいずれかを設置することとされておりますけれども、本市では保育室とは別に、遊戯室を設けることといたします。ただし、定員 60 人未満のいわゆる小規模保育所につきましては、遊戯室の設置を任意といたします。また、既存の保育所につきましては、待機児童解消の観点から当分の間、遊戯室を保育室として使用することを認める経過措置を取ります。次に、屋外遊戯場ですが、国基準では屋外遊戯場に代わる場所があれば設置しなくてもよい、とされておりますけれども、本市では小規模保育所を除いて、設置を義務付けることといたします。次に、１・２歳児にかかる保育士配置でございますが、国基準では幼児６人に対して保育士１人以上配置することとされておりますが、本市では幼児５人に対して１人以上配置することといたします。ただし、市から保育士１人の配置に対する補助を行っても、なお５対１に達することができない場合も想定されないとは申せませんので、そのような保育所に限って当分の間、６対１とすることを認める経過措置を取ります。次に、３歳以上児の食事でございますが、国基準では自園調理を基本としつつ、一定の基準を満たせば、特例的に外部搬入ができることとされております。本市では、外部搬入を行おうとする事業者に対しまして、市への事前協議を行うことを条例で義務付けます。この協議の中で、外部搬入の要件をし

っかりと遵守するよう指導・確認を行うことで、児童の安全と健康を確保してまいります。次に、保育料以外の費用の徴収でございますが、国基準では通常の保育以外に付加的に提供するサービスにつきまして、保護者がそれを受けるか否かを選択できない場合は、利用者の家庭に与える影響等を勘案した金額にする、とされておりますけれども、本市では、保育料以外の費用を徴収する場合には、保護者が選択できるか否かに関わらず、全て、あらかじめ保護者の同意を得ることを義務付けるとともに、利用者に配慮した金額とすることといたします。

３の「施行予定日」は、平成 25 年４月１日でございます。

続きまして、【資料１－２】をご覧いただきたいと思います。この条例案について実施いたしましたパブリックコメントの結果をご説明いたします。結果の公表は 11 月５日を予定しておりまして、現時点では案となっておりますけれども、ご了承いただきたいと思います。

資料の１枚目、１の「募集期間」に記載のとおり、平成 24 年９月１日から 10 月１日までご意見を募集いたしましたところ、３の「実施結果」の(1)の表にありますとおり、合計で 38 人から 65 件のご意見をいただきました。裏面をご覧ください。(2)の表に、ご意見の項目別の内訳を記載してございます。ほとんどが、独自基準の内容に関するご意見ですが、中でも、保育所給食の外部搬入に関するご意見が 37 件と、特に多い状況となっております。４の「基準案の修正箇所」でございますが、これは記載のとおり、パブリックコメントに寄せられたご意見を受けて、本市の考え方を修正した箇所はございません。５の「意見の概要と本市の考え方」につきましては、次のページの基準案に対するご意見と市の考え方という資料にまとめて記載してございます。こちらをご覧いただきながら、No１から順に、簡潔に説明させていただきます。まず、No１「非常災害時における物資の確保」につきましては、努力義務ではなく義務とすべき、あるいは、近隣住民の避難場所としての備蓄も検討すべきというご意見をいただきました。本市の考え方といたしましては、事業者への経済的負担を考慮して努力義務にとどめております、また、避難所には学校などが指定されておりますけれども、現時点では児童福祉施設が避難所に指定されることは想定されておりません。No２以降は、保育士、保育所にかかわります独自基準に対する

ご意見でございます。まず、No２「保育室・ほふく室の面積」につきまして、現行の県指針の 4.95 平米とすべきというご意見をいただきましたが、本市といたしましては、児童の安全を確保するために、乳児室・ほふく室の区別なく面積基準を 3.3 平米といたしますが、待機児童解消の問題を考えますと、面積基準をこれ以上引き上げることは困難というふうに考えております。No３の「保育室・遊戯室の設置」につきましては、遊戯室を保育室として利用できる経過措置を認めるべきではないとのご意見をいただきましたが、待機児童が発生している現状に鑑みて、やむを得ず設ける経過措置である旨をご理解いただきたいと考えております。No４の「屋外遊戯場の設置」につきましては、公園等の代替利用を認めるべきではない、あるいは、保育所付近というのは曖昧であるといったご意見をいただきました。小規模保育所は土地の確保が困難な駅周辺等に設置されることが多いといったことを考慮いたしまして、小規模保育所に限り児童の歩行速度で徒歩 10 分程度の範囲にある公園等の代替利用を認めるものでございます。No５の「３歳以上児の食事の外部搬入」につきましては、アレルギー対応、体調不良児への対応、栄養価、あるいは食品の安全等を懸念するご意見、さらに自園調理ならではの食育の実践が困難になるのではないか、といったようなご意見を数多くいただきました。また、市による確認の方法、仮に外部搬入が行われた場合の事後的な確認の必要性を問うご意見をいただいております。多くのご意見をいただきましたけれども、本市といたしましては、外部搬入を行おうとする事業者に対しまして、国基準に上乗せして市への事前協議を行うことを条例で義務付けます。その協議の中で、外部搬入の要件をすべて満たしているかどうかをきめ細かくチェックいたしまして、仮に外部搬入を行う場合であっても、児童の安全・安心、食育等の観点から、自園調理と遜色のない内容の食事の提供を確保していくという考え方でございます。なお、事前協議に当たりましては、外部搬入の要件を具体化した指針的なものを定めまして、これに照らして確認・指導を行います。また、外部搬入が行われることとなった場合には、要件を満たすことを継続的に確認いたしまして、必要に応じて是正を指導するなど、事後的にもこれを十分に行ってまいります。続きまして、No６の「保育士配置」につきましては、概ねではなく確実な配置を求めるというご意見をいただきました。これは、基準を下回ることを認める趣旨

ではなく、入所児童の状況に応じて柔軟に対応するためのものであることをご理解いただきたいと考えております。次にNo７の「１・２歳児の保育士配置」につきましては、幼児６人につき保育士１人とする経過措置を認めるべきではない、あるいは、経過措置の期間を明確にすべき、というご意見をいただきました。本市におきましては、認可保育園に対しまして、１・２歳児担当の保育士の加配を促進するための補助金を交付しておりますけれども、５対１を達成するためには、この補助金だけでは賄えない人数の保育士を配置しなければならない保育所もございます。また、保育の質・量もさらなる拡充が求められ、保育士の人材育成と確保がますます必要とされる中で、各施設の運営状況や影響等も考慮いたしまして、やむを得ず講じる経過措置であるということをご理解いただきたいと考えております。また、経過措置の期間につきましては、国における保育士配置に対する財政措置の充実に係る検討状況や、本市の財政状況を勘案いたしまして、適切な期間を設定してまいります。次、No８と９、これは合わせてご説明いたしますけれども、３歳以上児の保育士配置も充実させるべき、あるいは、常勤看護師の配置を義務付けるべき、といったご意見をいただきました。これにつきましては、基準は国と同様といたしますが、本市では予備保育士等の配置を促進するための補助金を交付し、保育現場における児童の処遇の向上に努めておりますので、これを継続してまいります。また、特に３歳児に対する保育士配置の改善につきましては、現在国におきまして財政措置を含めた検討がなされておりますので、その動向を注視して適切に対応してまいります。No10につきましては、パブリックコメントの実施方法、周知方法に関するご意見ですので、この場での説明は控えさせていただきます。

以上がパブリックコメントの結果に関するご報告でございます。なお、【資料１－３】といたしまして、独自基準部分を条例の条文形式で記載して、国基準と比較したものをご用意しております。これは、ただいまご説明しました独自基準を実際に条文に落とし込んだイメージをお伝えするために作成したものでございます。条文の書き方については、現在、法務担当部門と最終調整を行っている段階でございますので、文言レベルでの修正はあろうかと思いますが、内容はご説明したとおりのものになります。なお、【資料１－４】は、現在の国の基準を参考としてお知らせしたものでございます。

議題（２）についての説明は以上でございます。

太田会長：　非常にコンパクトな説明、ありがとうございました。前回も議論いただきまして、今回、パブリックコメントを受けまして、市の対応を説明していただきました。これに関しまして、早速、協議に入りたいと思いますが、ご質問・ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでございましょうか。

山﨑委員：　よろしいですか。

太田会長：　はい、山﨑委員さん。

山﨑委員：　事務局から説明があったんですけども。３歳以上児の食事の外部搬入を認めるというのは、保育所、保育園ですから、０歳児から６歳児までいるわけで、３歳以上児だけこういう形で提案されたというのは、何か理由はあるのですか。

太田会長：　はい、お願いいたします。

川上部長：　これは、特に３歳以上児だけの外部搬入については、国の従うべき基準で０歳から２歳までは、外部搬入は認められておりませんので、そこは検討の対象外だと考えております。３歳以上児については、国基準で、一定の要件を満たせば、外部搬入を認めるということになっておりますので、その部分について、事前協議という上乗せをして認めていくということでございます。

太田会長：　国の基準がそう示されていて、それを受けて千葉市は上乗せをしてということのようでございます。

山﨑委員：　まだちょっとわからないんですが、千葉市は、現状、保育所、保育園では、０歳児から６歳児まで自園で給食を作って、その子ども達のカロリー計算から始まって全部やっているわけですよね。それを３歳以上児だけ、いまさら抜くということ自体、ちょっと腑に落ちない部分があるんです。今までやってきて何か不都合があるんですか。

太田会長：　はい、お願いいたします。

川上部長：　０・１・２歳の外部搬入を認めないで、３歳以上だけを、というように受け取ったものですから、今のようなお答えをいたしました。これまで、千葉市としては外部搬入を認めてこなかったわけでございまして、当初の考えをご説明した際にも、そういう方向でというご説明をしたところです。先ほど申し上げましたとおり、その変更点についてお知らせいたしましたが、その理由でござ

いますけれども、今回８月に成立いたしました、新たな子ども・子育て支援制度において、幼保連携型の認定こども園の整備を推進していくという方向性が示されております。そうしますと、幼保連携型の認定こども園の認可権限が、政令市に降りてまいります。私どもがその認可権限を有するということになります。認定こども園への参入は、保育所の他に、当然幼稚園からもあると想定されます。そうしますと、現在、多くの幼稚園が外部搬入ということで、取り組んでいただいていると思いますが、入り口のところで外部搬入は全部だめですよ、ということになりますと、これは参入の妨げになる可能性もございます。また、保護者の教育と保育を一体的に受けたいといった選択肢を、私どものほうで狭めてしまうといった可能性もございます。今回、外部搬入による場合でも、しっかりと子ども達の安全、あるいは食育の観点を担保しつつ、入り口ではそれをふさがないということで、３歳以上児に対して外部搬入を認めるというような考え方でございます。以上でございます。

太田会長：　はい。というご説明ですけど。

山﨑委員：　もう１点いいでしょうか。

太田会長：　では、山﨑委員さんに先に伺ってから。はい。

山﨑委員：　ごめんなさい。私だけ質問して申し訳ないんですけど。先般、千葉市の社会福祉協議会が当番となって全国の政令指定都市、あるいは中核都市など、かなりの人数が集まって、いろいろディスカッションしました。千葉市とは逆に、外部搬入はやっぱりいけないよ、というところで条例化をしたところもあるんです。そのほうが意見として多かったんですよ。千葉市は逆行しているなと思いつつも。社協の議事録にも多分残っていると思うんですが。私が議長やっていたもんですから、聞いたところ、ここまで条例化しないと外部搬入を認めるようになってしまいますから、外部搬入を認めないという条例を作っている市町村もあるんです、政令指定都市でも。そういう市町村に対して、逆の方向に進むこと自体がいいのかなと思っています。

パブリックコメントで寄せられた意見と同じような意見がいっぱい、私のところにも来ています。先ほどの説明で、かなり網羅されているからあえて言いませんけれども。そういうところを考えると、やっぱり逆じゃないか。いわゆる幼保連携型のこども園については、極端に言えば、それがネックになること

自体、たとえば、幼稚園の人たちが認定こども園を目指した場合に、食という問題を捉えた上での考え方になっているのかどうかということを、ちょっとお聞きしたいんですが。

太田会長：　はい、ちょっと、そこまでにしましょう。畠山委員さん。はい。

畠山委員：　前回も申し上げたと思うんですが、幼稚園の方でも、３歳以上の幼稚園給食で外部搬入を実際やっております。アレルギーの対応もできますし、カロリー計算もされているし、自園調理でなければ子どもの食育ができないということは絶対ないと思うんです。それから、幼稚園でも、大規模のところで、自園給食を検討しているところもあるんですが、保育園もそういうところ、多いように聞いていますけれども。外部委託して、ほとんどの食材は調理したものを持ってきて、皿に盛り付けるだけというような施設もあるように伺っております。ですから、これについては、千葉市の財政や国の財政が厳しい折、ナショナルミニマムのところはきちっと実現しなければいけませんけども、それは、行政のほうでも、必要に応じて弾力的に運営できるように、ぜひやってほしいと。保育園の業界の方は必ず、食育は自園調理をやってないとできないようなお話をされますけども、決してそうでないと思います。それは、あるに越したことはありませんけども、それがなければ子育てをできないということはないと思いますし、それから、新システムをやる時、参入障壁をできるだけ低くし、国の基準が満たされていれば、ぜひ認可してほしいと思いますし、行政のほうでも弾力的に運営できるよう条例で定めることが適切ではないかと思われます。

太田会長：　はい。相容れないような趣旨のご意見が、両方から出たということでいいかなと思っているのですが、他の委員さんから、何かご意見はありますでしょうか。食育の話、それから、自園給食か外部搬入か。私は、ずいぶん違う感じがしますけども、今日はいろいろ出てまいりました。

中溝委員：　お願いします。

太田会長：　中溝さん、お願いします。

中溝委員：　すみません。やっぱり外部搬入の件で、私もちょっと意見を言いたいなと思ったので、追加になります。外部搬入について、やむを得ないのだろうというふうに思うんですけれども。私は、保育園ではなく、千葉県に限らずあちこちの児童養護施設を回って、食事の様子などを見ているんですけども、やっぱり

作った人が子ども達の食べる場にいる施設と、そうではなく、ただ栄養計算して材料を集めて、調理の人たちが作って出されているところとでは、かなりの差があるというふうに私は感じております。やはり、子どもですから、どれくらいの大きさで食べるのか、その時々の子ども達の様子によって好き嫌いもあるし、その好き嫌いも変わってくる、その移り変わって成長していく子ども達の様子を見ながらそれに合わせて作っていくっていう部分では、やはり自園調理というのは優れているのだろうというふうには思います。ですから、ここに書かれている意見というのは、ごもっともだなというふうに思います。外部搬入をする際の指針作りの点では、栄養とアレルギーとか、カロリー計算とか、衛生とか、そういった観点だけではなくて、その子ども達の発達に食事というものがいったいどう関わっていくのか、それが、子どもと作り手のコミュニケーションの食育ではないかと思うんです。ですから、そういったところもチェックできるような、指針といっても無機質な指針ではなく、有機的なと言ったらいいんですかね、相互にコミュニケーションが取れるような形の、具体的な指針ができるといいなあというふうに思っております。以上が意見の内容です。

太田会長：　はい、ありがとうございます。特に深い活動からのご意見かと思いました。じゃあ、畠山さん。

畠山委員：　いや、子どもってね、本当にそうなんですかね。私のところの幼稚園でも、外部搬入の幼稚園給食を頼んでいますけども、それを毎日やる人もあまりいないんです。週に何回かは親が作るんです。子どもの弁当は親が作りたい、それで自分の愛情を込めた弁当を食べさせてあげる、そういうことだって、たくさんあると思います。保護者にだって選べるようなことがあってもいいと思います。それから、自園調理といいますけども、今の株式会社の入っている保育園ですと、かなりのところが調理を給食専門会社に委託して、それで本当に食の教育ができるんだろうか。建前はいいんですけども、私どもは学校法人で保育園をやっています。そこは小規模ですから、今言ったようなことは理解できます。自分のところで畑で野菜を作って、それを子ども達と一緒に食べると。小規模だからできると思いますけども、これを 200 人、300 人の施設で全部できるかというと、なかなか難しいと思うものですから、これは実情に応じて、行政と事前協議をやればいいと思って。一律にこれでなければ認めないというの

は絶対おかしいと思うんです。

太田会長：　はい、ありがとうございました。山﨑委員さん。

山﨑委員：　外部委託と、外部搬入というものを、勘違いされると困るなあ。聞いている皆様方には、たぶん、わかりにくいと思うんですけども、外部委託ではなくて、外部搬入ですから。作られたものが来るわけですよね。うちも、保育園を建て直すときに、60 日間、幼稚園給食を頼んでいるんですよね。やはり、全然違うなあ。例えば、子ども達が作っている所を見ながら、あったかいものをその場で食べられるんですよね。３歳以上児ぐらいになると、職員と一緒に、自分で食べられる量を自分でよそりながら。保育指針の中でも食の占めているウエイトってすごく大きいですね。親御さんも、試食して、こういうものを食べているんだ、これが手作りの良さなんですよと、そういうことをしながら、「食」というものを保護者に訴えかけたりしているもんですから。外部搬入ということになれば、作られたものがやってくる。我々も２か月間、食べていますんで。やっぱり、良いものを目指すんであれば、外部搬入じゃなくて、自分の自園の中で調理する。外部委託の場合については、委託された人間が来て、そこですべてやりますから。それはそれで外部委託については、やむを得ない部分があるんですけど。ただ、子ども達が見ながら食というものを、本当に身近なものに感じて成長してほしい。おやつなんかもそうなんですけど、時々、最近の流行なのかわかりませんけども、朝食を抜いてくる子さえいるんですね。１人や２人じゃなくて、もっと多いです。そうすると、我々はそのお母さんやお父さんを呼んで、こういうところで、こういう給食を食べるから、家でも絶対に手抜きをしないで、必ず朝食を食べてきてください。お昼ごはんはこうですよ、何カロリーのものを食べているから、子どもの成長っていうか、子どもの日常の活動のものとして、ふさわしいカロリー源になっていますよ。冷たいものじゃなく、あったかいものを食べて、ああ、そうか、この人たちが作ってくれたんだ、ありがとう、という気持ちが、そこで当然芽生えてくるんですね。もっともっと、「食」に関して言えばきりが無いもんですから。このことだけでも、全国大会でも、かなり議論しているんですね。いずれにしろ、我々はその場で子ども達が温かいものを食べる、あるいは、先ほどから出ていますアレルギーなどもいっぱいある。うちの場合、17・18 人いますから、約 180 名の子ども達

がいて、１割がアレルギー食なんですね。それを、小麦を抜けばいいといった問題だけではなくて、ラテックス症候群みたいな、ゴム製品がだめ、イコール、バナナ製品がだめだと、そういうところも対応しているんです。だから、果たして外部搬入して全部やってくれるんだろうか、不安は絶対ありますね。だとすれば、心配のない自園料理のほうが良いわけです。千葉市の財政のことに鑑みてという話ですけど、やっぱり子ども達のこれからの成長のことを考えれば、これは当然やるべきことであって、ましてや補助体制をしっかり確立していくことこそ、むしろ大事だと思うんですけども。以上です。

畠山委員：　いや、それは違うと思いますよ。いいですか。

太田会長：　はい、畠山さん、お願いします。

畠山委員：　お金がいくらでもあるんだったら、やればいいんですよ。それで、財政がこれだけ厳しくなって、少子化になってこれからどんどん子どもの数も減ってくるかもしれないという時に、あえて国で認められている基準以上のものができるほど、千葉市の財政力があればいいですよ。公債費比率が全国の政令指定都市の中で下位に位置している中で、必要最低限のところはある程度やってほしいと思いますが。今、山﨑先生がおっしゃったような問題のあるところは、行政の中で解決しながらやっていったらいい。幼稚園だって、別に冷たい弁当を食べさせているわけじゃないんですよ。ちゃんとやっていますし、何よりもやっぱり親の弁当にかなうものはないんですよ。私ども保育園もやっていますからわかりますけど、自園給食はそれでいいんです。だけども、親が週に１日か２日くらい弁当を持ってきても私はいいと思いますよ。それから、外部搬入と外部委託の違いがわかっていないとおっしゃるけども、実際、皆、大規模になってくると、外部で集中調理したものを持ってきて、そこで温めて出すとか、そういうのでも自園給食というんですか。

太田会長：　ちょっとお待ちください。他の委員の方にご意見がないか聞いてみたいと思います。両者、共通するところもありますけども、ちょっと相容れないところもあるような感じがいたしますが、感想なども含めて他の委員の方から、給食に関しましてご意見があれば先に承れればと思うんですが、いかがでございましょうか。はい、お願いします。

今田委員：　小児科医の立場から言わせていただきますが、一番大事なのはやはり、子ど

もの栄養と健康だと思います。ですから、最低基準はやはり、きちんと守っていただかないといけないと思いますし、外部搬入するにしても、健康的に問題のないようなチェックはきちんとするべきだと思いますが、その先、自園調理がより良いと思えば、それを選択する方は選択すればいいし、施設として外部搬入で安全に子どもに食事を与えることができるんであれば、それを選択するというのは、それは施設の判断であってもかまわないと思います。ですから、一番大事なのは子どもの栄養と健康。そこに立ち返って、判断していただきたいと思います。

太田会長：　はい、ありがとうございます。目指すものは一致しているような感じがするんですね。自園調理であっても、程度が低いものはもちろんだめだと思いますので、自園調理であって、先ほど中溝さんの言った、子どもといろいろなことを交わしあってきめ細かなものを目指していただくうえでは、きっと良いということはご了承いただけるかと思うんですね。その後、外部搬入ですべてだめかっていうと、ちょっと、わからないんですけども。外部搬入でも高いレベルのものは、おそらく良いのかなと思うんですけど、低い方は、できるだけ栄養と健康を守るために相容れないことを考えなきゃいけないと思うんですね。お話を伺っても、おおよその方向は見えてきているんですけども、外部搬入のことに関しまして、どこまでということになるかですね。

はい、他の委員の方からも、もし、ご意見ご感想あれば伺いたいと思うんですが。

私からひとつ。ラテックスとかアレルギーの子どもがいると、先ほど言っていただいた健康面とも関連しますけども、そういう場合、外部搬入の指針というときに、どのような解釈を盛り込むようなことになるんでしょうか。はい、お願いいたします。

川上部長：　はい。今、いろいろご意見を伺っておりまして、すべてがおっしゃっているとおりでございまして。私どもは公立保育所を持っておりますので、いろいろな実態の把握に努めております。また、外部搬入といってもいろいろな手法がございまして、かなりきめ細かい手法もございます。それと、自園調理もいろいろな内容があると思いますけれども、本来こうあるべきだというところをよく精査して、外部搬入はこういうところをしっかりチェックしていかなければ

いけないんだというところを、専門の先生方のご意見も伺いながら、指針を定めて事故が起きないようにしなくてはならない。政令市で３市ほど、例外の範囲を認めているようでございますけども、あとは国基準どおりです。政令市の中でも国基準のほうが多いんです。私どもは国基準に上乗せして事前協議を設けていますので、安全とか、食育とか、保護者の皆さん方の安心感とか、そういったものを確保できるように、これから指針を細かく設定してまいりたいと考えております。以上でございます。

太田会長：　はい、ありがとうございました。個々のアレルギー食とか、ラテックス、それに関しては、これからまた調査をしてより良い基準にしたいということでございますね。はい。いかがでしょうか。外部搬入は避けて自園の調理方式を継続すべきだという趣旨のご発言もありましたし、指針を設けて各園の選択で、より良いものを目指してというような趣旨のご意見もあったかと思います。さらに、栄養、健康、その基準を守ることを基本路線として、というご意見もあったかというように思います。その他、ご意見ありましたならば。今、部長さんのお話でも、これから指針を考えていくってこともあるようですので、別な角度でこういうことを大事にしていってほしいという意見でもいいかと思うんですけどもね。

斉藤委員：　すみません。先ほどからのいろいろなコメントや回答を聞いて、待機児童とか、待っている人のために、いろいろ配慮していただいたような内容で書かれている部分がいくつかあったかと思うんですが、逆に、待機児童が何でそんなにたくさんいるのという観点では、どのように考えていらっしゃるのかというのを聞いてみたいと思ったのですが。何でそんなことを申し上げているかというと、待機児童が待っているのでいろいろな対策をして待機児童を少なくするということは理解できるんですが、単純に、他の原因であれば、ひょっとしたら市の中では他の部署なのかわからないんですが、いろいろ考えなければいけないところに繋がっているのではないかと聞いてみたいと思ったものですから。すみません、ちょっとかけ離れてしまうかもしれないんですけども。

太田会長：　はい。じゃあ、お願いします。

川上部長：　待機児童が発生する原因というお話だと思うんですけども、千葉市の場合には、待機児童の人数は昨年の４月１日が 350 人で、今年の４月１日が 123 人ま

で激減と言っていいほど減少しました。ただ、保育所の待機児童というのは、そこで減少傾向にあるのかというと、そうではなくて、それがまた潜在的な保育需要を喚起するということがございまして、大幅に減少しても保育所があるんだったら預けたい、働きたい、経済情勢ですとかそういったところが原因だと思いますけれども。ですから、例えば待機児童が 500 人いるから 500 人分作ったからといって、その年で待機児童がいなくなるかというと、そうではないんですね。千葉市の場合、123 人にまでなりましたけれども、これで緩めるとまた増えてしまう、そういう状況にございますので、私どもとしては今、アクションプラン 2010 という計画を作って保育所整備をして、議会からも予算を付けていただいて、手厚く施策を進めていますので待機児童は減少傾向にありますけれども。原因はいろいろあると思いますが、お子さんは減っても、お子さんを預ける方は減っていないと。それ以上のことはちょっと申し上げられないですけれども、そういうことで、当面、待機児童対策の必要がありますので、今ご説明したいくつかの箇所で、経過措置を設けて基準はこうしますけども、待機児童対策の面では、当面こうしたいというようなご説明を申し上げた次第でございます。以上です。

斉藤委員：　もうひとつ、なぜ聞いたかという背景だけ述べておくと、私、PTA の立場で来ていますが、やっぱり、今、統廃合とか小・中学校でいろいろな人数バランスがあるんですね。ただ、それを考えている時は、言い方は失礼ですけど、ずいぶん前の計画に基づいてやっているんで、統廃合した後にギャップがある事例が現実に今、現れてしまっているものですから。そういう観点で、どんな形でウォッチしているのかと。待機に波があるのは当然おっしゃるとおりだと思うんです。そのあたりも、どんなふうに考えていらっしゃるか、ご意見が伺えればと聞いた次第です。

太田会長：　はい、ありがとうございました。待機児童の数字は、この場でも出てくるかと思います。過去に協議も行われたんですけれども、先ほど出ました小規模保育所の設立なども含めて、だいぶ全体的には減ってきた経緯があったかなと思います。はい、どうもありがとうございました。

さて、全体として、調和の取れた、まとまりのある意見というわけにはいかず、給食関係が話題沸騰なわけですけれども。全体として、一律にまとめると

いうわけにはいかないかとは思うんですけれども。その他、ご意見がありましたならば、お願いします。

小松﨑委員：　小松﨑でございます。職務代理者が質問して良いのかとお聞きしたら、前例としては無いわけではないということでしたので。私の方は、質問というより意見としてお話をさせていただきます。先ほど、給食の部分におきまして、委託又は外部搬入といろいろな違いがあるとは思うんですけども、もちろん外部搬入をされる業者の中でも、本当にスキルが高いところもあれば、委託という形の中で良いところもあれば、そんなに低いところはないと思うんですけど、通常ぐらいのところもあると。そうした中で、どちらの制度を作ったとしてもほぼ変わらないような、そういう指針というものを作っていく必要性が、あるんではないかなと思います。また、給食だけの事ではないんですけども、とにかく一番大事なのは子ども達ということになるんで、先ほど今田先生がおっしゃられたように、お医者さんの立場からすれば本当に安全性がある、そして、先ほど中溝先生がいろいろソフト的な意見をおっしゃられましたけども、どういう形で子ども達の前に現れるか。この辺の成り立ちに関しては、給食以外の部分でも食育というものをしっかり進めていく。こういうことが必要ではないかなということで、提言させていただきたいと思います。

太田会長：　どうもありがとうございました。ちょっと私の勝手ですけれど、最後に、山﨑委員さんと畠山委員さんには、ひと言ずつおっしゃっていただければと思うんですけれども。まとめるような訳にいきませんけれども、今おっしゃっていただいたように、レベルの高い自園での調理に関しては、およそよろしいというようなご支持が多かったかなとも思うんですね。それが廃れることなく、可能な限りこれが続くというのは、もしかしたら我々の総意ではないかなと思います。一方で、指針に関して、今おっしゃっていただいたように、いろいろ要望や守らなくてはならない点が出てきますので、それを可能な限りレベルを高くできるような、きめ細かな子どもの立場に立った指針・基準にしていただくべきということも出てきたように思います。まとめになりませんけども、そういったことを踏まえまして、また、山﨑委員さん、畠山委員さんから、よろしければ、ご発言いただければと思います。よろしくお願いします。

山﨑委員：　手短に話したいと思います。いわゆる待機児童対策で幼保一元化が騒がれて、

総合こども園が国会でだめになり、認定こども園となったんですけども、その認定こども園をこれから作っていく、あるいは従来の保育所が認定こども園になると。これは相当お金のかかる問題です。お金のかかる問題については、消費税がらみで云々という話があるんですけど、もし畠山委員がおっしゃったように心配があるとすれば、国に働きかけるというのもひとつの方法だと思います。千葉市は、本当に子育てで安心できる制度を持っているなと、そういうものを目指すのは千葉市であって、我々が後ろ向きに、お金がないからしかたないということではなくて、やはり子どもの福祉という観点から、我々は考えなくてはならない。

児童福祉ということで考えると、これは絶対に譲れない部分だな、あるいは、ここは譲歩しても、逆に言えば、子ども達がこういう形で伸びてくれれば良いという部分と、両方の側面があると思うんです。少なくとも、食ですとか、その基準ですとか、そういうものについては、今を絶対下回らないようなシステム作りが必要じゃないかなと思っています。それが、条例に繋がってくるということになれば、今度は市の法律になってくるわけですから、入り口の部分で、あまりハードルを高くしないように考えたとなれば、逆に言えば、入り口の部分を入ったとすれば今後どうしていくのか、ということも併せて方針として出すのが普通ではないかなと思うんです。そのことをお願いして。私からは以上です。

太田会長：　はい。ありがとうございました。では、畠山委員さん、よろしくお願いします。

畠山委員：　山﨑先生のお気持ちは、よくわかるんでございますが。私ども、千葉市で幼稚園の子どもが約 16,000 人おります。幼稚園協会加盟の 83 園の中で、何園かは自園で給食をやってございますが、ほとんどのところが、外部の業者さんの弁当に頼っております。業者にも努力してもらって、例えば食材の放射能検査ですとか、カロリー計算とか十分にしておりますし、園によっては弁当を温めて出しているところもある。だから、どうしても自園で作らなくてはだめだということではないと思います。私の保育園は、幸い良い調理師さんと栄養士さん達で、それなりにできております。これを、外部の委託業者に託して、本当にそれができるのかどうか、これもよくわからない。だから、その辺は今後、

実態をもう少しつかんで、本当に自園給食しないと子育てできないのか検証してもらいたい。現に、16,000 人近い子ども達は弁当でやって、それでアレルギーについても十分対応はできております。その辺のところを考えていただきたいのと、それから今度、新しい子育ての法案が通って、幼保連携型のこども園に移って行くというところも出てくると思うんですね。その時に、千葉市の保育所の部分だけ国基準を上回って、それで幼稚園ですと、今までの所管が違いますから、職員を増やしても市からは助成されておりません。同じ子ども達の７割が幼稚園に通っているんです。社会福祉政策とも関係あると思いますけども、ここに投じられている税金は、圧倒的に保育の業界のほうが多いんですよ。ホームページでも公開されていますから、ご覧になるとわかると思いますけど。だから新たに、本当に千葉市の子ども達を守ると、千葉から新しい教育制度を、保育制度を作っていくというような観点に立つと、やはり国の基準をひとつのナショナルミニマムに、これから幼稚園や他の業界が参入しやすいように、もちろん、株式会社の参入は反対でございますけども、一緒になってできるようなことを考えていただきたいと思います。以上です。

太田会長：　はい。ありがとうございました。それでは議題（２）に関しましてはここまでにいたしたいと思います。では、事務局の方では、出ました意見を一度踏まえていただきながら、また、より良い案の作成をよろしくお願いいたしたいと思います。では、どうもありがとうございました。それでは、友田委員さんにご参加いただいていましたけれども、臨時委員の方にご審議いただく議題はここまでとなりますので、事務局にいったんお返しいたします。

司　　会：　ありがとうございました。臨時委員の友田委員につきましては、本日はこれで終了となります。今後も千葉県児童福祉協議会会長として、また、母子生活支援施設・旭ヶ丘母子ホーム施設長として、本市の児童福祉の向上にご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日は大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

議題（３）　「夢はぐくむ　ちば　こどもプラン」（後期計画）の平成２３年度進捗状況について

太田会長：　引き続きまして、議題（３）になります。『「夢はぐくむ　ちば　こどもプラン」（後期計画）の平成 23 年度進捗状況について』に移りたいと思います。それでは事務局から説明をお願いいたします。

川上部長：　はい。それでは、議題（３）『「夢はぐくむ　ちば　こどもプラン」（後期計画）の平成 23 年度進捗状況について』ご説明いたします。進捗状況の報告に入る前に、新たな委員さんもいらっしゃいますので、「夢はぐくむ　ちば　こどもプラン」の概要につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料２をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、【資料２－１】「夢はぐくむ　ちば　こどもプラン」（後期計画）の概要についてご覧ください。まず、(1)、「こどもプランの概要」でございますけれども、①の「趣旨」にございますとおり、本計画は子どもと子育て家庭を支援するため、保健、福祉のみならず、教育、まちづくりなど、さまざまな分野にわたる施策を総合的に推進することにより、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを目指し、前期計画の評価などを踏まえて、平成 22 年４月に策定したものでございます。その後、平成 23 年４月に、計画期間が終了いたしました「青少年育成行動計画」のうち、継続する事業を編入いたしました。②の「計画の構成」でございますが、お手元のほうにお配りしてございます、黄色のパンフレットに挟み込んでおります「夢はぐくむ　ちば　こどもプランの一部変更に係る概要」をご覧いただきたいと思います。「基本目標１　次代を担うこどもの参画の推進」をはじめといたしまして、10 の基本目標を設定し、それぞれの基本目標を達成するために、合計 30 の基本施策を設けております。これらの基本施策を推進するに当たり、計画は全体といたしまして 361 の事業で構成しており、所管事業数は 376 となっております。全体的にはそういう状況でございまして、もう一度【資料２－１】のほうにお戻りいただきたいと思います。それの(1)の③でございますが、「計画期間」は平成 22 年度から 26 年度までの５年間でございます。次に(2)の「平成 23 年度の進捗状況の概要」でございますが、全体の進捗状況といたしましては、右側の表にございますとおり、概ね実施した事業が 331、事業終了したものが５、あまり実施できなかった事業が 18、23 年度に実施予定がなかった事業が 22 で全体で 376 事業ということでございまして、23 年度に事業予定が無い 22

事業を除きます354事業のうち、終了したものを含めますと、全体で94.9パーセントが概ね実施したということになっておりまして、厳しい財政状況の中ではございますけども、着実な推進が図れたものと考えております。

次に(3)の「進捗状況の公表について」でございますが、次世代育成支援対策推進法第８条第６項に、市町村は毎年少なくとも１回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を報告しなければならないと規定されております。また、今この計画自体におきましても、計画の推進に向けて点検、評価を行い、実施状況について、毎年度、その進捗状況をホームページなどで公表するとしているところでございます。

続きまして(4)の「スケジュール」でございますが、本日、この専門分科会で報告をさせていただきまして、この後、11 月中旬に市ホームページ等で公表していくことを予定しております。

最後に(5)の「当分科会におきます報告事業について」でございますが、先ほど申し上げましたように、事業数が 376 ということで、非常に多くの事業から構成されておりますので、すべての事業の進捗状況をご報告させていただくということは、時間的に難しい状況でございます。従いまして、本日は特に国が重点を置いて、また、数値目標を設定することというふうにしております事業を特定事業と申しますけれども、この事業の進捗状況について、この後、所管課長のほうから報告させていただきます。私からは、以上でございます。

太田会長：　はい。続けて説明をよろしくお願いします。

山田課長：　はい、こども企画課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。それでは、特定事業の進捗状況について、ご説明させていただきます。【資料２－２】特定事業の平成 23 年度進捗状況をご覧ください。

大きなA3の資料でございます。まず、こちらの表の見方につきまして説明いたします。一番左の番号は特定事業における通し番号で、その右隣がこどもプランにおける事業番号となっております。続きまして、事業名、事業内容を記載しており、その隣にこどもプランの整備目標として、この計画の策定段階である平成21年度末の現状値と、計画の最終年度である平成26年度における目標値を対比しやすいように並べて記載しております。その次の「増減」から「進

捗状況」までが平成 23 年度の実績を記載している部分になります。「増減」欄は、平成 22 年度末現状値のものについて、平成 23 年度中における増減の状況を記載しており、その結果として平成 23 年度末の状況を「年度末」欄に記載しております。「実施状況」欄には、平成 23 年度に実施した具体的な事業の状況を記載しており、その内容に基づく評価を「進捗状況」欄に記載しております。○は概ね実施したという意味でございます。一番上の「地域子育て支援拠点事業」を例にして説明させていただきますと、平成 21 年度末は全部で 17 か所のところを、平成 26 年度には 24 か所に増加するという目標を設定しておりますが、平成 23 年度には増設がなく、年度末では 21 年度、22 年度と同じ 17 か所にとどまっております。それにもかかわらず進捗状況を○としているのは、整備目標となっている施設の増加は図ることができなかったものの、利用延人数が前年度と比較して増加、もしくは前年度並みとなっており、事業としては概ね実施できたものと評価しているからでございます。欄外の１つ目の※印に記載しておりますように、整備目標の単位は国により定められているものを用いておりますが、例えば利用者数など、他の指標で事業が着実に推進されていることがわかる場合や、事業の継続を目標にしている場合は、概ね実施できたものと評価するなど、あくまで単年度、すなわち 23 年度における事業の実施状況における評価となっております。これに対しまして「平成 26 年度目標に対する進捗状況」欄は、26 年度目標に対する 23 年度末の状況を数値化し、計画期間の終了時点で評価するものであり、欄外の２つ目の※印に記載しておりますとおり、23 年度の単年度における進捗状況とは直接的な関連はございません。一番右の欄は、それぞれの事業の所管課を記載しております。

それでは各事業の詳細について説明してまいります。初めに、資料の一番左にあります通し番号１「地域子育て支援拠点事業」でございますが、基本目標２「子育て家庭の育児力の向上」に位置付けられている事業でございます。これは、親子のふれあいの場の提供、各種相談指導、また、子育てに関する情報提供等を行うもので、23 年度は施設の増加はございませんが、前年度と比較して利用人数が支援センターは増加、リラックス館はほぼ前年度並みとなっております。

次に通し番号２番の「ファミリー・サポート・センター事業」ですが、基本

目標３「地域の育児力の向上」に位置付けられております。これは、子どもを預かってほしい、又は育児を応援したいという思いがある会員を相互に紹介いたしまして、会員相互の援助活動を支援するものでございます。センターの設置数につきましては、すでに１か所設置しておりまして、目標は達成しており、活動の件数等も前年度より増加しております。

次に通し番号３番から 10 番までは、基本目標４「仕事と家庭生活の両立支援」に位置付けられております。

まず、３番の「認可保育所の整備等」ですが、これは保育所の新設や増改築、定員増、弾力化により待機児童対策を図るものでございます。23 年度におきましては、保育所の新設や定員変更により 386 人の定員増を図り、定員数を 11,278 人としたほか、弾力化により、入所児童数も 11,908 人となっております。

４番の「休日保育事業」でございます。日曜、祝日、年末等の保育需要に対応するということで、認可保育所において実施しております。23 年度は前年度と同様に民間保育園３か所で実施し、利用延人数は前年度より増加しております。

次に、５番の「一時預かり事業」でございます。保護者の疾病、冠婚葬祭、育児疲れなど、主に緊急一時的利用で、原則として１か月あたり７日を限度としております。23 年度は前年度と同様、19 か所で実施し、利用延人数は前年度より増加しております。

６番の「特定保育事業」でございます。パート就労等で断続的に利用したいという方のための保育サービスの提供でございます。23 年度は前年度と同様、19 か所で実施いたしまして、利用延人数はほぼ前年度並みとなっております。

７番の「延長保育事業」でございますが、仕事の都合等により、午前７時から午後６時までの通常保育時間帯以降に子どもを預けたいという希望に沿うため、午後８時、一部の保育所では午後７時までの保育を行うものでございます。23 年度には４か所増やし、107 か所となっており、利用延人数も増加しております。

次に８番の「子どもルーム整備事業」でございますが、これは小学校低学年の児童を対象といたしまして、放課後の遊び場、生活の場を確保するということで、全小学校区への整備を目標としているところでございます。23 年度には

３か所の新設・増設により２小学校区の増となりました。

９番の「子どもルーム運営事業」でございます。子どもルームは平日及び土曜日に運営しており、指導員の適正配置や研修を実施しております。利用児童数につきましては、23 年度に 44 人増え、6,505 人となりました。

10 番目は、「病児・病後児保育」でございます。これは病気の回復期などにあるため、一般の保育所に預けることができない子どもを、診療所に併設した施設で保育を行うものでございます。目標値 12 か所に対しまして、23 年度は１か所増加し、８か所の医療機関に委託して実施いたしました。利用延人数も前年度よりも増加しております。

11 番と 12 番の事業でございますが、いずれも基本目標８「支援が必要な子どもへの対応」に位置付けられた事業でございます。

まず、11 番の「子育て短期支援事業（ショートステイ事業)」ですが、これは保護者が病気や社会的理由によって家庭での養育ができない場合に、一時的に児童福祉施設等で養育を行うものでございますが、目標値４か所につきまして、前期計画ですでに達成しており、23 年度におきましても、この４か所の児童養護施設等に委託して実施いたしました。利用延人数・利用延日数とも前年度よりも増加しております。

最後に、12 番の「子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業)」でございます。こちらは、ショートステイと似ておりますが、保護者が仕事などで恒常的に帰宅が遅い場合、又は休日に不在の場合、児童養護施設等で夕方から夜間、休日にその児童の養育を行うものでございまして、ひとり親家庭に多く利用されております。こちらも目標値である３か所につきましては、前期計画ですでに達成しており、23 年度はこの３か所で実施しております。前年度と比較しまして利用延人数は減少したものの、利用延日数は増加しております。

以上の 12 事業が、国から重点事業といたしまして、各市町村で数値目標を設定して推進するものと定められた事業のうち、千葉市で実施している事業でございます。

なお、特定事業を含めた全事業に関しまして、【資料２－３】個別事業の平成 23 年度進捗状況に整理してございます。各事業の所管部局からは概ね着実な推進が図られたとの報告を受けております。この内容につきましては、本日、委

員の皆様にご了承いただきましたら、11 月中旬から千葉市ホームページ等において公表していく予定でございます。個別事業につきましては、本日は時間の関係でご説明できませんが、会議後においても、ご意見、ご質問等ございましたら、机上に配布してございます意見用紙等により、ファックスやメールでお送りいただければと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

太田会長：　はい、ありがとうございました。多くの事業のうち、国が重点を置いて数値目標を定めております 12 の特定事業につきまして、時間を割いて報告いただきました。進捗状況につきまして、この分科会で報告を受け、ここで了とした後は、公表するというような段取りでございます。

疑問、ご意見ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ、お願いしたいと思います。

畠山委員：　一時預かり保育事業の進捗状況が 51%、それで 26 年度の目標が 19 保育所から 37 保育所に増やしますとしているが、この間、全然増えていない。それから、特定保育事業の進捗状況が 73%で、19 保育所から 26 保育所に増やしますとしているが、これも全然増えていない。それで、達成率が 73 パーセントで進捗状況に○が付いている。それから、病児保育事業を 12 か所増やしましょうといって、これが 1 か所しか増えていないというようなことで○をつけるんだったら、何のために進捗状況表を作っているかよくわからない。少なくとも、もう半分過ぎているわけですから、できない理由と、今後どういうように対策するかくらいはきちっとこの分科会に示すべきじゃないですか。

それで、私も幼稚園と保育園を運営してみて、それから、職員にできるだけ育児休業の取得を推奨し、ワークライフバランスに取り組んでいて一番困っているのは、この病児保育ですよ。保育園でも発病があるとお母さんに迎えに来てくださいと。幼稚園の職員もそうですね、発病があるから来てくださいと。せっかく計画を作っているんだから、全部○じゃなくて、こういうものに対して、できるものとできないもの、今後どうするかくらいは、きちっと説明してほしいと思います。

太田会長：　はい、ありがとうございました。ここは 23 年度の報告を受けて、それについて了承するかどうか、それがまず第一義的ですけども。今、畠山委員からのご

意見は、大元のこの計画そのものは26年度目標も掲げてあるので、今年度、数値が低いものにつきましては、今後の見通しを含めて、ここでご報告をということでしょうか。

畠山委員：　ホームページで公開するんであれば、きちっと進捗状況を管理して、それであとはどうするかというものが無ければ。これで全部、うまくいっていますといった話じゃないんじゃないんでしょうか、ということを申し上げたい。

太田会長：　はい、今年度の進捗状況と、それから26年度の目標に格差があるものがあるわけですよね。それについてのご意見というように承りました。はい、じゃ、お願いいたします。

山田課長：　こちらの進捗状況の表ですけれども、あくまでも計画期間中の達成率の○×ではなくて、23年度事業がどうだったか、ということに対しての評価なので、23年度やるべき事業については達成しているという意味でございます。ですから、全体の進捗につきましては、最後で、どれだけできたかということを、最終評価することになります。

太田会長：　はい、畠山さん。

畠山委員：　それはわかるんだけども、37保育所に増やそうという計画で、３年間経って全然できていないというのは、何か問題があるんじゃないんですか。その辺のところの反省が無かったら、あとの２年間で本当にできるんですか、ということです。

太田会長：　計画の全体を見渡した中での今年度の位置付けについてもご意見を、というような趣旨かなと思いました。はい。

川上部長：　いくつかご指摘あった事業で、26年度目標に対する進捗状況が50パーセントとか、73パーセントとかありますけれども、ちょっと誤解されていらっしゃるかもしれませんが、病児・病後児保育は、私どもも必要性は十分認識しておりまして、12か所増やすのが１か所しか増えていないというのではなく、12か所に最終的に持っていく目標で、現在８か所ですから、あと４か所です。

畠山委員：　そうでしょ。それ、○でいいんですか。

太田会長：　畠山さん、すみません。先ほど説明いたしましたが、今年度に関しての○×ですので。

川上部長：　今年度の実施状況についての進捗状況でございますので、23年度についての

進捗状況ということで評価させていただいております。あとは、休日保育、一時預かり、特定保育といった事業が、これまで認可保育所だけで実施すべき事業ということで、保育所が増えていかないとできないような状況もございましたけれども、認可外保育施設等も活用できるという事業が増えてまいりましたので、そういったところを活用しながら、最終的には事業の目標を達成していきたいと考えております。

畠山委員：　達成していただければいいんでございますが、ちょっと気になります。

太田会長：　はい、26 年度目標に対する進捗状況で 50 パーセント等、現状は低い数値を示しているものにつきまして、26 年度の計画 100 パーセント達成に向けて、これからもさらに努力されるということでよろしいですね。はい。わかりました。厳しいご意見でしたけども、その他、ご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。なお、大変、事業そのものの数が多いわけですので、後日、個別事業で何かございましたならば、先ほどのご案内のとおり、ファックス、メール等でご意見をお送りくださいということでした。

山﨑委員：　ちょっと、すみません。

太田会長：　はい。

山﨑委員：　前に聞いたような思いもあるんですが。病児・病後児保育事業というのは、病気回復期なんですか。そうすると、病後児ですよね。病児は、いわゆる病気中ですよね。この案内は、以前の病後児保育しかやっていないというような案内と、文言が一緒じゃないですか。違うならいいんですけども。我々も病気のときに預けられますよと説明するものですから。

太田会長：　はい、いかがですか。病後児か病気中かは。わかる範囲でお願いいたします。

川上部長：　千葉市のこの事業は、すべて医療機関にお願いしておりまして、そこで併設している施設で実施していただいています。ですから、病気中のお子さんもお預かりできるということでご案内しております。

太田会長：　では、この表記でよろしいということですね。

山﨑委員さん、よろしいでしょうか。はい。その他、ございますでしょうか。はい、この件に関しましては、報告を受けて了承したという手続きを採る必要がございます。もし、その他のご意見がございませんでしたならば、「夢はぐくむ　ちば　こどもプラン」（後期計画）の平成 23 年度進捗状況について、了承

したということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、本分科会としては、今の報告に関しまして了承したということにさせていただきます。ありがとうございます。なお、先ほど言いましたとおり、個別事業等に関しまして、さらに、ご意見、ご質問があれば、ご意見を記述して事務局へお送りください、ということでございます。

議題（４）　「公立保育所の施設改善に関する基本方針」の報告について

太田会長：　それでは、引き続きまして、最後の議題になりますが、「公立保育所の施設改善に関する基本方針」の報告につきまして、事務局からよろしくお願いいたします。

松尾課長：　保育支援課長の松尾と申します。座って説明させていただきます。では、私からは、「公立保育所の施設改善に関する基本方針」に関しまして、ご報告、ご説明を申し上げます。【資料３－３】基本方針の概要版、A3 のものをご覧いただきたいと思います。まず、「現状」の「１　施設について」の表をご覧ください。現在、公立保育所は 60 か所の施設がございますが、表の一番右の、築 30 年以上の建物の合計は 43 か所となっておりまして、施設全体の７割を占めるまでになっております。このように、年々、保育所の老朽化が進んでいくことから、60 か所の保育所を今後どのように維持・管理していくかということを大きく３つの分類に分けました。その内容が資料の一番右、「対応策等」に示してございます。

まず(1)の、「中長期保全計画による維持保全」ですが、築 30 年未満の木造、RC 造、RC というのは鉄筋コンクリート造のことを申しますが、10 か所ほどありますけれども、どの保育所につきましても、まず、機械設備、例えば電気設備などを中心に整備していくもの、としたものでございます。

(2)の、「大規模改造・改修の実施」でございますが、これは築 30 年以上の RC 造のものが 34 か所ありますが、こちらのほうは、例えば、床改修ですとか、屋根の防水工事ですとか、外壁工事などを中心に整備し、維持・管理していく、としたものでございます。

(3)に、「建て替え」というものがございますが、こちらは、築 30 年以上、ほぼ 40 年以上となる建物になるんですけども、木造の保育所が 6 か所ございます。大規模修繕におきましても、対応困難な建物であることから、建て替えをするものでございます。その手法といたしましては、その下にアとイとありまして、アとして、民設民営方式で実施、建て替えをするもの。イとして、公設公営、こちらのほうはリース方式で、建て替えを実施するものということで、前回、こういう手法で建て替えるということで、ご了解をいただいたものでございます。

この基本方針に関するパブリックコメントの結果ということで、【資料３－１】をご覧いただきたいと存じます。このパブリックコメントは本年６月１日から７月２日までの約１か月間、実施をいたしました。その結果、合計 84 人から 159 件のご意見が寄せられました。一番多かった内容につきましては、裏面をご覧ください。Ｖの３に、建て替えに関するもので 136 件ございます。その主な内容は、次の資料に意見の概要としての考え方にまとめてありますが、民営化に反対する旨の内容が一番多くみられました。しかしながら、この基本方針につきましては、公立保育所の老朽化対策にどう対応するかの内容であり、民営化に関する内容ではないことから、基本方針の内容に変更はなく、本年７月に、基本方針を策定、公表しており、委員の皆様方にも郵送をいたしております。前年度ご審議いただきました臨時委員様にも郵送をいたしてございます。

最後に、大変恐れ入りますが、【資料３－４】、A3 でできたものをご覧いただければと思います。公立保育所の施設改善に関する基本方針に基づきまして、初めての建て替えとなります寒川保育所につきまして、ご説明をいたすものでございます。

表の左上、Ｉ番では、今お話をいたしました、「公立保育所の施設改善に関する基本方針」を説明しております。

表のⅡ番、「建て替えを行う保育所の選定と寒川保育所改築の概要」でございます。建て替えを必要とする６か所の保育所を記載してございます。築 42 年を経過した寒川保育所よりも古い保育所もございますが、なぜ寒川保育所を選定することになったかにつきましては、①と②にその理由を説明しております。

はじめに①にありますように、保育所を建て替える６保育所のうち、所庭が

狭く、どうしても仮設園舎を建てる場所が必要となる保育所として、寒川保育所、小倉台保育所、緑町保育所が想定されております。小倉台、緑町保育所では、仮設場所が見つけられない中、寒川保育所におきましては、近隣に仮設園舎を建てられる寒川第二小学校予定地が見つかりましたが、借りられる期間が当面の間に限られていることや、また、現在この場所で千葉寺保育園さんが、本園の改築工事のため仮設園舎を建てて、現在 150 人の保育を実施しております。その仮設園舎を、終了した後に借りられるという条件が揃ったこと。それから２つ目は②にありますように、周辺地域で待機児童が発生している０・１歳児を早急に受け入れる必要があるということで、寒川保育所を選定いたしました。

２の「寒川保育所の概要」をご覧ください。木造平屋建てで築 42 年を経過しておりまして、定員は 50 人。受け入れ児童は２歳児から５歳児となっておりますが、これは、寒川保育所はもともと３歳以上児しか受け入れることのできない施設でございまして、０・１歳児を受け入れるための、例えばおしりを洗うための沐浴室や、ミルクを与えるための調乳室等の設備がございません。しかしながら、待機児童が多いことなどから、寒川保育所でも、平成 21 年度から、２歳児を受け入れるようにしたところ、受け入れ児童数が増えまして、現在では弾力化により、表には 70 名というふうに書いてございますが、本年 10 月１日現在で 75 人の児童を受け入れている状況となってございます。

次に３の「改築の概要」でございますが、整備場所につきましては、現在、寒川保育所が建っている場所になります。仮設園舎の設置場所は寒川第二小学校予定地でございます。定員は 90 人で、現在受け入れていない０・１歳児を新たに受け入れることになります。さらに、一時預かりや、特定保育などの事業も拡充されます。

それから寒川保育所の整備・運営方法についてですが、表の右上、Ⅲをご覧いただきたいと思います。寒川保育所につきましては、これから申し上げます理由により定員増を図り、０・１歳児の受け入れを行ったうえで、民設民営により行うことといたします。

その理由ですが、まず①にありますように、将来にわたり十分な保育需要が見込まれること。本市では待機児童が多く発生していますが、その８割が０・

１歳児であり、待機児童が多く発生している中央区に位置する寒川保育所でございますけども、０・１歳児を受け入れていないことから、４月の時点で、この地区で待機児童が 21 人発生している状況となっております。また、近隣の新宿、神明、亥鼻保育所では弾力化により 56 人を受け入れている状況となっております。

次に②にありますように、多様な保育サービスが求められている中で、一時預かり保育などの柔軟な対応を求められております。

最後③で、費用面ですけれども、同じコストで保育サービスの拡充が可能となります。恐れ入りますが一番下の表をご覧いただきたいと思います。表の右側で、公設公営、50 人とありますが、これは、現在の寒川保育所が０・１歳児を受け入れない現状のまま、公設公営方式、リース期間 10 年ですので、10 年分の市が負担する費用を記載しておりますが、約 731,000,000 円というふうになっております。左側のほうの民設民営方式で建て替えた場合につきましては、市が負担する額といたしましては、約 725,000,000 円と、ほぼ公設公営方式と同額で、０・１歳児を受け入れ、定員を 90 名にすることができ、また、延長保育で現在１９時までになっているのを２０時まで、さらに、一時預かり保育などの特別保育を拡充することができる施設となっております。

最後に、民間移管に向けての今後のスケジュールでございますが、表の右下、３にあります、「今後のスケジュール」のところをご覧いただきますと、本年 10 月、寒川保育所の整備計画を公表いたしまして、保護者説明会を 10 月の 12・13 日、実際に開催しております。25 年２月には、整備事業者の募集説明会。25 年７月に整備事業者の決定。26 年３月には仮設園舎に移転をし、27 年４月には民間移管というスケジュールで進めてまいります。なお、保護者説明会におきましても、それから、現在までアンケートを募集しておりますが、特段、大きな混乱はなく、順調に進んでおりますことを報告申し上げまして、私からの報告を終わります。以上でございます。

太田会長：　はい、ありがとうございました。パブリックコメントの実施結果、それを受けての市の回答、それから、この基本方針に基づきまして、最近、寒川保育所で建て替えに関する事柄が進捗していると、その経緯を説明いただいた次第でございます。パブコメの結果、具体的な寒川保育所の建て替えについて、何か

ご質問、ご意見ございましたら、いただきたいと思います。はい、畠山さん、お願いします。

畠山委員：　民間移管実施基準の概要の案に、「整備・運営主体は、認可保育所実績のある社会福祉法人が新たな保育整備を行い」という記載があります。これも新システムになったら、場合によっては、幼保連携型の施設が可能かもしれませんし、社会福祉法人とせずに、小規模保育所を募集した時のように、社会福祉法人等とか入れてもらうと、学校法人も参入できるんではないかなと。それで、何か所かですね、幼稚園のすぐ近隣に保育園があるんですよね。で、そういうところは一緒に統合させたら、もっと３歳未満児の子どもを受け入れできるんではないか。幼稚園では定員が余っているところもあるわけですから。その辺のところをもう少し弾力的に、社会福祉法人だけに限定するんではなくて、株式会社の参入は絶対反対ですけども、社団法人、学校法人も入れてもらえばいいですけども、「等」ぐらい入れておいてもらうと。どうでしょうか。

太田会長：　ご意見として承るということでよろしいでしょうか。「公立保育所の施設改善に関する基本方針」は、本分科会でも審議し、社会福祉法人でということで承認をしておりますので。

畠山委員：　今は、意見を言うだけなんですか。そういう会議なんですか。

太田会長：　では、事務局のほうから。

松尾課長：　はい。ただいま、いただきましたご意見につきましては、今後、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

太田会長：　その他、ございますでしょうか。

小松﨑委員：　すみません、小松﨑でございます。意見を言わせていただきます。今回、寒川保育所というのは、非常に条件が整っておりまして、建て替えがしやすかった、そして、民間でできるというのが、すごく揃って、いい条件ではあったんだろうと思います。しかしながら、現状、千葉市の保育というのは、民間でも請け負っておりますけども、公立施設がたくさんございます。一方、幼稚園は私立幼稚園が 100 パーセントなんですよね。私も経験上ですけども、子どもに関わる仕事を結構長くやっておりまして、人気がある保育園というと、民間保育園が多いんですよね。ですから、全部が良いと言っているわけではないんですけども、このように公設と民設でやったら、どちらが費用的にもかからない

か。そして、当然、人気があるということは、対応が良いから人気があるということであると思います。今回の場合は、条件が整っていたんですが、そうでない場合にも、何も保育士さんを首にしろとか言っているわけではなくて、これからどんどん年齢を経ることによりまして、公務員である保育士さんも定年を迎えられて、どんどん減っていくと思うんですね。その場合、補充をしないで、なるべく公務員の方を多くしないで、民営化を進めて行く。その上で、先ほど社会福祉法人等という流れもありましたけれども、具体的な言い方とすれば、法人の中で保育あるいは児童教育に経験が有るとか、そういった言い回しも含めて、なるべく、私も株式会社じゃないほうが良いのではないかなと思いますので、それが明示できるような表現を、基本方針ではなくて、細則の中にでも検討していただければありがたいなと思います。意見として、お願いします。

太田会長：　はい、ありがとうございました。今のもご意見として承っておきたいというふうに思います。その他、いかがでございましょうか。具体的な建て替えの話も出てきましたので、だいぶ生の話になってきましたですけど。

私も、ひと言だけ。どうも寒川保育所が基本方針に基づいて建て替えを行う初めてのケースになりそうですので、言うまでもないと思いますけれども、いろいろ不安や抵抗がおありになる場合もありますので、前のここでの議論と同じように、保育水準を下げないことはもちろんのこと、丁寧な移行・移管を心がけていただきたいなというふうに思います。もうその辺の基準はできておられるので、遵守していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

その他、よろしいでしょうか。

はい、それでは、様々な意見を伺ったということで、本議題はこれにて終わりにしたいというふうに思います。ありがとうございました。

その他

太田会長：　次第、５番「その他」でございますが、事務局から何かございますか。はい、お願いいたします。

渡邉課長：　健全育成課の渡邉です。ただいま、係員のほうから資料を配布させていただいています、千葉市子ども・若者総合相談センターについて、簡単に説明させていただきます。本年８月１日に、青少年サポートセンター西分室に、総合相談センターＬｉｎｋ（リンク）を開設いたしました。これは、平成22年に子ども・若者育成支援推進法という法律が施行されたのに伴い、その法に基づいて設置したものでございます。現代的な課題として、ニート、引きこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の総合相談に対応するワンストップの相談窓口ということで、相談員は相談の内容によって適切な相談機関についての情報提供や助言、そして様々な関係機関に繋いでいく、そういう役割を担う機関でございます。

裏面をご覧になってください。子ども・若者総合相談センターと、右側に、手を繋いであるような円形の絵があり、中に千葉市子ども・若者支援協議会とあります。子ども・若者総合相談センターの開設に先立ちまして、本年２月にこの支援協議会を立ち上げました。教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用、そしてNPO法人など、様々な機関が連携をして協議会を構成しているものでございます。この構成機関については、その下にさらに詳しく記載してございますが、例えば教育なら、教育委員会の指導課、市の教育センターをはじめとする機関がこの協議会に参画しております。

そして、子ども・若者総合相談センターＬｉｎｋ（リンク）では、相談があったもので複合的なものについて、別途、協議を持ちながら、その支援の方向性を決めていき、子ども達の円滑な社会生活に繋げるような形で、本年８月１日にオープンしたところでございます。８月、９月の２か月の開設44日に対して相談件数が60件ございました。60件のうち、ほぼ半数が母親からの相談、本人からの相談が15件というような状況になっていまして、内容的には、引きこもりがかなり多くございます。その他、家庭の問題、不登校がございます。また、表に戻っていただいて、この右上の風船に30歳代までと記載してございますが、今までの子ども・若者というイメージよりは、かなり年が上の対象の方々

まで相談に乗る機関でございます。実際、２か月の状況を見てみますと、14 歳以下の子どもというのは４件。そして、10 代の若者、20 代、30 代、ここは特にこの層が多いということではなく、30 を超える方々からの相談もあるといった状況でございます。私のほうからは以上です。

太田会長：　はい、ありがとうございました。先ほどまでの話題とちょっと違って、関心の強い方もいらっしゃるんではないかと思います。これに関しまして、何か、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

このことに関しての、PR はどんなふうにされていますか。

渡邉課長：　Ｌｉｎｋのチラシを、小・中・高等学校に配布してございます。特に中学生に関しては、全生徒に配布しています。そして、民生委員・児童委員の方、約 1,400 から 1,500 人いますが、それぞれこのチラシを 10 部ずつ持っていただいて、地域の中で困っている方や、引きこもっている方等の相談を受けたときに、今度こういうのができたからということで、配布していただいております。今後は、各町内自治会の回覧及び、高校生の相談が予想より多かったというような経緯がありまして、市内の高校のほうに、全生徒対象に配布する予定でおります。

太田会長：　はい、ありがとうございました。他に、ご質問、ご意見、おありでしょうか、よろしいでしょうか。

はい、では、その他に、事務局から何かありましたらお願いします。

山田課長：　それでは、児童福祉専門分科会の今後の予定につきまして、ご説明いたします。次回の分科会ですが、来年３月下旬に予定しています。年度末のお忙しい中の開催にはなりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。議題といたしましては、本年８月に成立いたしました、子ども・子育て関連三法に基づく、平成 25 年度以降の新たな子ども・子育て支援制度についてのご報告などを予定しております。説明は以上でございます。

太田会長：　はい、ありがとうございました。今の件に関しまして、何かございますか。よろしいですか。

はい、無ければ畠山委員さんからお願いします。

畠山委員：　はい。議題（１）の基準の中にありました、非常災害時における非常食等の物資の確保という件ですが、私ども幼稚園でも、3.11 の時に、だいぶ泊まった

子どももいるし、職員も泊まったりしました。子どもを育てる施設で、どの程度、何を備蓄したらいいかというのを、いろいろとコンサルタントに聞いたりしております。公立保育園で、ひとつの指針ができれば、ぜひ参考にさせていただきたいというのと、我々、幼稚園協会でまとめて買おうかと思っているんですけども、行政で購入する時に一緒にまとめてロットで買ったら、結構安く買えるんじゃないかなと思っております。どういうものを備蓄したらいいのか、どの程度備蓄したらいいか、市全体の中で、いろいろな物を備蓄する、何かガイドラインみたいなものをお示しいただけるとありがたいなと思います。

太田会長：　はい、ありがとうございました。子どもにも関係するようなこととしてのご発言でございました。その他で、さらにご発言されたい委員さんはいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、私の議事進行の不手際がありまして、大変、遅い時間になってしまって申し訳ございません。おかげをもちまして、本日の全議題を終了させていただきました。誠にありがとうございました。それでは、事務局のほうにお返しいたします。

司　　会：　本日は、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。以上をもちまして、平成 24 年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。本日は、大変、ありがとうございました。

以上